

令和4年12月1日

排出事業者・ごみ排出者の皆様

妙高市環境生活課長

## ごみ処理手数料の改定について（お知らせ）

向寒の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

また、日ごろより、市の環境行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、市では、燃えるごみを大量に排出されるかたと減量や資源化に取り組んでいる少量排出者との間での、費用負担の公平性を確保するとともに、更なるごみの発生抑制や資源循環を促進するために、ごみ処理手数料を令和5年4月1日から下記のとおり改定することといたしました。

適正な料金負担についてご理解ご協力をお願いいたします。

### 記

1. 改定時期 令和5年4月1日

2. 改定料金

種別	現行	改定後
事業系一般廃棄物 (燃えるごみのみ)	150円/10kg	<u>180円/10kg</u>
家庭系一般廃棄物 (燃えるごみのみ)	75円/10kg	<u>90円/10kg</u>

※「資源物」、「燃えないごみ（埋立てごみ）」については、現行の金額のままです。

3. その他

- ・令和5年4月以降のごみ処理に係る料金につきましては、現在契約されている一般廃棄物処理業許可業者にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・今回の改定を契機として、更なるごみの減量と資源化に取り組んでいただきますようご理解ご協力のほどよろしくをお願いいたします。

#### 【問い合わせ先】

妙高市役所 環境生活課 環境衛生係  
(電話 74-0031 F A X 73-8206)